

制 定 令和 5 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市一時預かり事業運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるとともに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業について、関係法令に定めるもののほか、その実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、補助対象施設（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び同法第 43 条第 1 項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所で、公立施設を除く。）が実施する一時預かり事業にかかる経費、社会福祉法人、社団法人、学校法人、N P O 法人、株式会社、及びその他法人格を有する事業者が実施する一時預かり事業にかかる経費とする。

- 2 前項に規定する一時預かり事業の内容（目的、補助要件、補助対象、及び算定基準）は、別紙のとおりとする。
- 3 補助金の額は、予算の定めを上限として、補助対象又は算定基準により算出した額のいずれか少ない方の額（100 円未満の金額については、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請書（様式第 1 号）に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、その年度の 5 月末日までに市長に提出しなければならない。

ただし、年度途中に開所する施設及び年度途中に事業を開始した施設（その年度の 5 月末日までに補助金の交付申請をした者は除く。）においては、事業開始日から 30 日以内とする。

- 2 前項の申請書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 別紙に記載の書類

(交付決定)

- 第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市一時預かり事業運営補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 前項の規定は、交付申請に添付すべき書類が全て添付されているときにのみ適用し、交付申請に添付すべき書類が添付されていないときについては、全ての書類が添付されてから60日以内に交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

- 第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

- 第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了前に、その全部又は一部を概算払ることができる。
- 2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定による概算払による交付を受けようとする場合は、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払による交付を市長に請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。
- 4 市長は、前3項のほか、第12条の規定による補助金の額が確定した後に補助事業者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、事前にかつ2月末日までに大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前にかつ2月末日までに大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出しなければならない。

2 前項の大坂市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書（様式第5号）には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 別紙に記載の書類

3 市長は、第1項の規定により大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書（様式第5号）の提出があったときは、これを審査し、補助事業変更が適当と認める場合は、3月末日までに大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認通知書（様式第7号）により、その旨を補助事業者に通知する。また、第1項の規定により大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）の提出があったときは、これを審査し、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認通知書（様式第8号）により、隨時、その旨を補助事業者に通知する。

4 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市一時預かり事業運営補助金変更不承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市一時預かり事業運営補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業の適正な執行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告書（様式第11号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 別紙に記載の書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市一時預かり事業運営補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市一時預かり事業運営補助金精算書（様式第13号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合又は補助事業が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後10日以内（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日から10日以内）に市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された決算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
 - (2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
 - (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
 - (4) 第18条第2項第2号から第4号に規定する書類、帳簿等が保管されていないため、補助事業の実績確認が適切にできない場合
 - (5) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市一時預かり事業運営補助金返還決定通知書(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の通知を受けたときは、規則第19条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第 16 条 第 11 条に定める実績報告に誤りがあり、事業の補助金に剩余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 12 条に定める額の確定後もその剩余金を返還させることができるものとし、補助事業者に大阪市一時預かり事業運営補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 16 号）により通知し、補助事業者は、その剩余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 14 条の取消事由にあたる場合を除く。）

- 2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剩余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額交付の取扱い）

第 17 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付せざることがある。

（関係書類の整備）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（以下、「関係書類」という。）を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものである。
 - (1) 第 11 条第 2 項に規定の書類
 - (2) 職員（業務委託により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
 - (3) 一時預かり事業利用申込書
 - (4) その他児童名簿等、補助事業の活動実績等が明確にされている書類

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

[様式第1号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
(2) 算出の基礎 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱に基づく

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称 大阪市一時預かり事業運営補助金
(2) 目的 添付書類のとおり
(3) 内容 添付書類のとおり

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年　月　日～年　月　日

4 添付書類

- (1) 事業計画書及び收支予算書
(2) 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱の別紙に記載の書類

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第4条2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

[様式第4号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　所
団体名称
施設名
代表者職　氏名

年度　大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて通知のあった大阪市
一時預かり事業運営補助金の交付決定について、大阪市一時預かり事業運営補助金第
5条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

2 取下げの理由

[様式第5号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　所
団体名称
施設名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更する内容及びその理由

別紙のとおり

2 既に交付決定を受けた補助金額

交付決定額	金	円
-------	---	---

3 補助金交付変更申請額

交付変更申請額	金	円
---------	---	---

[様式第6号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　　所
団体名称
施設名
代表者職　氏名

年度　大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

[様式第7号]

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

1 承認した内容

変更承認額	金	円
-------	---	---

[様式第8号]

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

1 中止・廃止年月日（中止の場合は、その期間）

2 中止・廃止する内容

[様式第9号]

大阪市指令こ青第

号

年 月

日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

[様式第 10 号]

大 こ 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
一時預かり事業運営補助金について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 8
条第 2 項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

[様式第 11 号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称 大阪市一時預かり事業運営補助金

2 補助金の予定金額 金 円

3 その他必要事項

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 補助事業の実績

4 添付書類

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱の別紙に記載の書類

[様式第 12 号]

大青第 号
年月日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
一時預かり事業運営補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市一
時預かり事業運営補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

[様式第 13 号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職 氏名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金精算書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容　受領額　金　円

　　支出額　金　円

　　差引剰余(又は不足)額　金　円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

[様式第 14 号]

大青第 号
年月日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
一時預かり事業運営補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市
一時預かり事業運営補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

[様式第 15 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市一時預かり事業運営
補助金の取消しに伴い、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 15 条第 1 項の
規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還方法 別添の納付書による

[様式第 16 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市一時預かり事業運営補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更正内容

更正前の額	更正後の額	差額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返還期日 年 月 日

4 返還方法 別添の納付書による

別紙

一時預かり事業

目的	<p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
補助要件	<p>この要綱による補助金交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所、またはその他の法人のうち、次の各号の要件を満たし、本市の指定した事業者の行う、一般型一時預かり事業・一般型一時預かり事業（基幹型）双方またはいずれかを実施する一時預かり事業とする。ただし、当該事業を実施する保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は、補助対象としない。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 一般型一時預かり事業</p> <p>子ども・子育て支援法第59条第10項・児童福祉法第6条の3第7項に規定される一時預かり事業であり、児童福祉法施行規則第36条の35の1項に定めるところの保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う事業である。</p> <p>イ 一般型一時預かり事業（基幹型加算）</p> <p>前項（ア）の一般型一時預かり事業に加え、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所や開所時間の延長を行う一般型一時預かり事業の加算型</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所及び社会福祉法人、社団法人、学校法人、NPO法人、株式会社、その他法人格を有する事業者</p> <p>(3) 実施場所</p> <p>大阪市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所。</p> <p>(4) 対象児童</p> <p>原則として、本市に在住する保育所等を利用していなかった就学前児童のうち、次の児童であること。</p> <p>ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。</p> <p>ア 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。</p> <p>イ 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。</p> <p>ウ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。</p> <p>(5) 利用料（日額）</p> <p>ア 月曜日から土曜日の利用料は次のとおりとする。</p> <p>（ア）0歳児：2,700円、1・2歳児：2,000円、3歳児以上：1,200円</p>

	<p>ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。また、基幹型実施施設（9時間開所）において、8時間を越えて利用する際、9時間までの時間においては、30分ごとに200円を徴収することができる。</p> <p>(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯（同住所に居住する者（世帯分離も含む）全員が非課税である世帯をいう。以下同じ）のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。</p> <p>(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。</p> <p>0歳児：1,300円、1・2歳児：1,000円、3歳児以上：600円</p> <p>(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみの地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除</p> <p>イ 日曜・国民の祝日等の利用料は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 0歳児：3,600円、1・2歳児：2,700円、3歳児以上：1,600円</p> <p>ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。</p> <p>(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。</p> <p>(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。</p> <p>0歳児：1,800円、1・2歳児：1,300円、3歳児以上：800円</p> <p>(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみの地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除</p> <p>(6) 開所時間</p> <p>ア 一般型一時預かり事業 概ね午前9時から午後5時までの8時間とする。</p> <p>イ 一般型一時預かり事業（基幹型） 概ね午前8時から午後5時までの9時間とする。</p> <p>(7) 実施要件</p> <p>ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という）第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準等を遵守すること。</p> <p>イ 規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という）を配置し、そのうち保育士を1／2以上とすること。</p> <p>ウ 保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができます。</p> <p>また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ）がおおむね3人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ）を、保育士とみなすことができる。これに加え、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定め</p>
--	--

	<p>る基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という）1名とすることができます。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。</p> <p>エ 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とすること。</p> <p>(ア) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。</p> <p>(イ) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）の別添1の1に定める基礎研修（以下、「基礎研修」という）と同等の研修を修了した者であって、「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」の専門研修を修了した者。</p> <p>オ 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。</p> <p>カ 一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときには、下記（ア）から（エ）までの要件をすべて満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。</p> <p>(ア) 放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇の実施に当たっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。</p> <p>(イ) 一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記（7）イに関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。</p> <p>(ウ) 一時預かり事業に関する保育従事者の数は2名を下することはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2名以上から支援を受けられることを前提に、上記（7）イの基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることがされることとする。</p> <p>(エ) 一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市長が認めていること。</p>
補助対象	一時預かり事業実施に要する経費とし、人件費、給食費、管理費、その他一時預かりで必要と認める経費
算定基準	別添1に定める交付基準によって算定された額。

実施事業所の代表者は、保育従事者に変更があるときは「〔別紙 1-2〕 保育従事者の状況」によりこども青少年局長あて報告すること。

実施事業所の代表者は、毎月の利用状況を翌月 10 日までに「一時預かり事業月報〔別紙 3〕」及び「一時預かり事業実施報告書〔別紙 4-1・別紙 4-2・別紙 4-3〕」によりこども青少年局長あて報告すること。

実施事業所の代表者は、事業の利用を承認した児童について、承認した月の翌月の 10 日までに「一時預かり事業利用承認報告書〔別紙 5〕」によりこども青少年局長あて報告すること。

要綱第 3 条第 2 項（交付規則第 4 条の市長が必要と認める添付書類）

- ・大阪市一時預かり事業運営補助金実施計画書〔別紙 1-1・別紙 1-2〕
- ・保育室の配置図

要綱第 7 条第 2 項（大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書に添付する書類）

- ・大阪市一時預かり事業運営補助金補助事業変更承認内訳書〔別紙 2・別紙 1-2〕

要綱第 11 条第 2 項（交付規則第 14 条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類）

- ・職員配置の状況及び人件費計算書
- ・管理費等計算書及び保護者徴収額一覧表
- ・当該職員の源泉徴収簿又は当該年度分が 1 人 1 枚になった賃金台帳の写し
- ・一時預かり事業利用状況〔一時預かり事業実績報告内訳書〕〔別紙 6〕
- ・大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告内訳書〔別紙 7〕
- ・保護者徴収金台帳の写し
- ・保育従事者にかかる勤務実績等（事業に従事したこと）がわかる書類

[別紙 別添1]

【交付基準】

1 補助基準額

(1) 基本分

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	年額	年間延べ利用児童数	年額
150人未満	1, 417, 000円	2,000人以上2,100人未満	7, 744, 000円
150人以上300人未満	2, 833, 000円	2,100人以上2,200人未満	7, 990, 000円
300人以上400人未満	3, 105, 000円	2,200人以上2,300人未満	8, 236, 000円
400人以上500人未満	3, 141, 000円	2,300人以上2,400人未満	8, 482, 000円
500人以上600人未満	3, 177, 000円	2,400人以上2,500人未満	8, 728, 000円
600人以上700人未満	3, 213, 000円	2,500人以上2,600人未満	8, 974, 000円
700人以上800人未満	3, 249, 000円	2,600人以上2,700人未満	9, 220, 000円
800人以上900人未満	3, 285, 000円	2,700人以上2,800人未満	9, 466, 000円
900人以上1,000人未満	5, 038, 000円	2,800人以上2,900人未満	9, 712, 000円
1,000人以上1,100人未満	5, 284, 000円	2,900人以上3,000人未満	9, 958, 000円
1,100人以上1,200人未満	5, 530, 000円	3,000人以上3,100人未満	10, 204, 000円
1,200人以上1,300人未満	5, 776, 000円	3,100人以上3,200人未満	10, 450, 000円
1,300人以上1,400人未満	6, 022, 000円	3,200人以上3,300人未満	10, 696, 000円
1,400人以上1,500人未満	6, 268, 000円	3,300人以上3,400人未満	10, 942, 000円
1,500人以上1,600人未満	6, 514, 000円	3,400人以上3,500人未満	11, 188, 000円
1,600人以上1,700人未満	6, 676, 000円	3,500人以上3,600人未満	11, 434, 000円
1,700人以上1,800人未満	7, 006, 000円	3,600人以上3,700人未満	11, 680, 000円
1,800人以上1,900人未満	7, 252, 000円	3,700人以上3,800人未満	11, 926, 000円
1,900人以上2,000人未満	7, 498, 000円	3,800人以上3,900人未満	12, 172, 000円
※延べ利用人数3,900人以上の場合は、100人刻み毎に246,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)	1,150,000円 (基幹型実施施設に加算される)		

ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	年額	年間延べ利用児童数	年額
150人未満	1, 417, 000円	2,000人以上2,100人未満	7, 524, 000円
150人以上300人未満	2, 833, 000円	2,100人以上2,200人未満	7, 761, 000円
300人以上400人未満	2, 979, 000円	2,200人以上2,300人未満	7, 998, 000円
400人以上500人未満	3, 016, 000円	2,300人以上2,400人未満	8, 235, 000円
500人以上600人未満	3, 053, 000円	2,400人以上2,500人未満	8, 472, 000円
600人以上700人未満	3, 090, 000円	2,500人以上2,600人未満	8, 709, 000円
700人以上800人未満	3, 127, 000円	2,600人以上2,700人未満	8, 946, 000円
800人以上900人未満	3, 164, 000円	2,700人以上2,800人未満	9, 183, 000円
900人以上1,000人未満	4, 917, 000円	2,800人以上2,900人未満	9, 420, 000円
1,000人以上1,100人未満	5, 154, 000円	2,900人以上3,000人未満	9, 657, 000円
1,100人以上1,200人未満	5, 391, 000円	3,000人以上3,100人未満	9, 894, 000円
1,200人以上1,300人未満	5, 628, 000円	3,100人以上3,200人未満	10, 131, 000円
1,300人以上1,400人未満	5, 865, 000円	3,200人以上3,300人未満	10, 368, 000円
1,400人以上1,500人未満	6, 102, 000円	3,300人以上3,400人未満	10, 605, 000円
1,500人以上1,600人未満	6, 339, 000円	3,400人以上3,500人未満	10, 842, 000円
1,600人以上1,700人未満	6, 576, 000円	3,500人以上3,600人未満	11, 079, 000円
1,700人以上1,800人未満	6, 813, 000円	3,600人以上3,700人未満	11, 316, 000円
1,800人以上1,900人未満	7, 050, 000円	3,700人以上3,800人未満	11, 553, 000円
1,900人以上2,000人未満	7, 287, 000円	3,800人以上3,900人未満	11, 790, 000円
※延べ利用人数3,900人以上の場合は、100人刻み毎に237,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)	1, 150, 000円（基幹型実施施設に加算される）		

ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

(2) 平日（月曜日から土曜日）利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア 生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
2,700円	2,000円	1,200円

イ ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯以外の市民税非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1,400円	1,000円	600円

(3) 休日（日曜・国民の祝日）利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうちひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
3,600円	2,700円	1,600円

イ ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯以外の非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1,800円	1,400円	800円

(4) 障がい児加算分

障がい児の延べ利用児童数に3,200円を乗じて得た額とする。

(5) 0歳児加算分

0歳児の延べ利用児童数に1,300円を乗じて得た額とする。

(6) 専任保育士配置加算分

一時預かり事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額1,717,000円を加算する。

ただし、加算基準日は月の初日（通常業務を行っている日の状況）とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額に配置月数を乗じ、12で除した額（100円未満の金額については、これを切り捨てる。）とする。

ア 一時預かり事業の担当として専任保育士を1名以上配置

イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること

ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと

2 生活保護世帯等の確認

(1) 生活保護世帯

区保健福祉センターが発行する「生活保護適用証明書」により確認し、「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(2) 市民税非課税の世帯

各市税事務所・区役所が交付する「市民税・府民税証明書」等により確認し、「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(3) ひとり親家庭

区保健福祉センターが発行する「児童扶養手当証書」、「ひとり親家庭医療証」、「児童扶養手当支給停止通知書」もしくは「保護者の戸籍謄本等」により確認し、写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(4) 障がい児（者）のいる世帯

区保健福祉センター等が発行する「障がい者手帳等」により確認し、写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(5) 被災者減免適用世帯

被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料により確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【災害避難者】と記載すること。罹災証明がやむをえず提出できない場合は、申告書の微取をもってこれに代えることができる。

(6) 障がい児加算の対象

次のいずれかにより確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

- ・特別児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・その他、市長が適切と認める書類（特別支援保育事業要件に準じる）

3 年齢の考え方

利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。

4 市長が特に必要と認めるときの利用

別紙（4）ただし書きの上記以外の就学前児童とは、保護者が出産や介護等を理由に一時的に本市の実家へ里帰りするときや裁判員制度へ従事するときに保育が必要となる児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみの地域を除く）から本市へ避難した児童に限りし利用を認める。

※ 里帰りによる利用であることの確認

母子手帳や介護保険被保険者証等により里帰りの理由を確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【里帰り】と記載すること。

※ 裁判員制度への従事による利用であることの確認

地方裁判所から送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」をもって確認し、本人の承諾が得られた場合は、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。本人の承諾が得られない場合は、呼出状を確認のうえ、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【裁判員従事】と記載する。

※ 災害救助法適用地域から本市へ避難したことによる利用であることの確認

被災地自治体が発行する罹災証明及び運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料により確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【災害避難者】と記載すること。罹災証明がやむをえず提出できない場合は、申告書の微取をもってこれに代えることができる。

[別紙1-1]

施設名()

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金実施計画書

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

(1) 申請額(補助対象又は算定基準による算出額) 金 円

(2) 算定基準

基本分 円

基幹型加算 円

専任保育士配置加算 円

利用料相当加算・障がい加算・〇歳児加算

	生活保護世帯 非課税世帯(ひとり親等) 被災者世帯				非課税世帯(その他)				障がい児 加算 3,200円	〇歳児 加算 1,300円
	〇歳児	2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人	
1・2歳児	2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		人
3歳児以上	1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		人
円										

2 補助金交付対象事業

名称 大阪市一時預かり事業(一般型)

目的 保育所等を利用してない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

内容 大阪市一時預かり事業(一般型)

3 施設の状況(事業専用保育室が複数ある場合は個々の面積等を記入)

室名	面積	備考
事業専用保育室	m ²	新設・既設
	m ²	

4 年間利用見込児童数(延べ人数)

一時預かり事業	延べ	人
---------	----	---

5 保育従事者の状況

保育士	人	その他従事者	人
-----	---	--------	---

6 添付書類

- 保育室の配置図

〔別紙1-2〕

施設名()

保育従事者の状況

① 保育士	人
② 別紙(7)ウに定める研修と同等の研修の修了者(家庭的保育者であって、子育て支援員研修(一時預かり事業)専門研修を修了した者)	人
③ ②以外の研修修了者	人

(従事者の内訳)

番号	職員氏名	生年月日	勤務体制	保育従事者資格	従事期間		
1		/ /	専任・兼任			~	
2		/ /	専任・兼任			~	
3		/ /	専任・兼任			~	
4		/ /	専任・兼任			~	
5		/ /	専任・兼任			~	
6		/ /	専任・兼任			~	
7		/ /	専任・兼任			~	
8		/ /	専任・兼任			~	
9		/ /	専任・兼任			~	
10		/ /	専任・兼任			~	
11		/ /	専任・兼任			~	
12		/ /	専任・兼任			~	
13		/ /	専任・兼任			~	
14		/ /	専任・兼任			~	
15		/ /	専任・兼任			~	
16		/ /	専任・兼任			~	
17		/ /	専任・兼任			~	
18		/ /	専任・兼任			~	
19		/ /	専任・兼任			~	
20		/ /	専任・兼任			~	

※保育従事者の資格を証する書類(保育士認定証、研修修了証書等)を添付してください。

※他の事業と兼務する保育士は専任加算の対象にはなりません。

保育従事者資格(資格の内容)に下記のいずれか該当する番号を記入

- ① 保育士
- ② 家庭的保育者であって、子育て支援員研修(一時預かり事業)専門研修を修了した者
- ③ 子育て支援員研修 基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者
- ④ 「家庭的保育事業ガイドライン」に定める基礎研修と同等の研修を修了した者であって、子育て支援員研修(一時預かり事業)専門研修を修了した者

大阪市一時預かり事業運営補助金補助事業変更承認内訳書

1 変更する内容及びその理由

2 (ア) 当初交付申請時の算定基準額

基本分	<u>延べ</u>	人	円
基幹型加算			円
専任保育士配置加算			円

利用料相当加算・障がい児加算・〇歳児加算

	生活保護世帯 非課税世帯(ひとり親等) 被災者世帯				非課税世帯(その他)				障がい児 加算 3,200円	〇歳児 加算 1,300円
〇歳児	2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人		
1・2歳児	2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
3歳児以上	1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
										円

(ア) 計 円

(イ) 変更承認申請時の算定基準額

基本分	<u>延べ</u>	人	円
基幹型加算			円
専任保育士配置加算			円

利用料相当加算・障がい児加算・〇歳児加算

	生活保護世帯 非課税世帯(ひとり親等) 被災者世帯				非課税世帯(その他)				障がい児 加算 3,200円	〇歳児 加算 1,300円
〇歳児	2,700円	人	3,600円	人	1,400円	人	1,800円	人		
1・2歳児	2,000円	人	2,700円	人	1,000円	人	1,400円	人		
3歳児以上	1,200円	人	1,600円	人	600円	人	800円	人		
										円

(イ) 計 円

(ウ) 算定基準額の差額(変更承認申請時(3月末の見込み額) - 当初交付申請時)

(イ) 計 - (ア) 計 円

〔別紙3〕

一時預かり事業月報

(年 月分)

施設所在地
法人名
施設名

担当者：

【事業実施日数： 日（うち、土曜日： 日、休日等： 日）】

【一時預かり事業に対応した当月の保育士等： 人】

	一時預かり事業（月～土）		一時預かり事業（休日等）	
	利用人数	延べ日数	利用人数	延べ日数
0歳	人 ()	日 ()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
1歳	人 ()	日 ()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
2歳	人 ()	日 ()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
3歳	人 ()	日 ()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
4歳	人 ()	日 ()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
5歳	人 ()	日 ()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
合計	人 ()	日 ()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		

(注1) 第1階層、第2階層、第②階層、被災者、障がい児欄については、再掲とすること。

(注2) 第2階層とは、市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯 または 障がい児（者）のいる世帯。

第②階層とは、市民税非課税世帯のうち、その他の世帯。

(注3) 利用人数は、利用した児童数を計上すること。

(注4) 延べ日数は、当該月の延べ利用日数を計上すること。

(注5) 欄（ ）については、当該月の土曜日における延べ利用日数（再掲）を計上すること。

〔別紙4-1〕

施設名()

【一時預かり事業（月～土）】

年 月分

No.	登録児童の有無	児童名	性別	年齢	利用日数	区分	理由
1			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
2			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
3			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
4			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
5			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
6			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
7			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
8			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
9			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
10			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
11			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
12			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
13			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
14			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
15			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
16			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
17			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
18			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
19			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
20			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
21			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
22			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
23			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
24			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
25			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
26			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
27			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
28			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
29			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
30			男・女		()	第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	

(注1) 欄()については、当該月の土曜日における延べ利用日数(再掲)を計上すること。

(注2) 理由については下記の1~7の番号を記載すること。

1 就労・就学等 2 傷病・災害・事故 3 出産 4 看護・介護 5 冠婚葬祭 6 育児負担緩和 7 その他

〔別紙4-2〕

施設名()

【一時預かり事業（休日等）】

年 月分

No.	登録児童の有無	児童名	性別	年齢	利用日数	区分	理由
1			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
2			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
3			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
4			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
5			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
6			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
7			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
8			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
9			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
10			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
11			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
12			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
13			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
14			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
15			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
16			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
17			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
18			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
19			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
20			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
21			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
22			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
23			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
24			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
25			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
26			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
27			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
28			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
29			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	
30			男・女			第1階層・第2階層・第②階層・被災者・障がい児	

(注1) 理由については下記の1~7の番号を記載すること。

1 就労・就学等 2 傷病・災害・事故 3 出産 4 看護・介護 5 冠婚葬祭 6 育児負担緩和 7 その他

〔別紙4-3〕

一時預かり事業実施状況報告書

年 月

施設名

日	児童の年齢	利用児童数	保育従事者の数			日	児童の年齢	利用児童数	保育従事者の数						
			保育士(a)	研修修了者(b)	合計(a)+(b)				保育士(a)	研修修了者(b)	合計(a)+(b)				
1	0歳					16	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
2	0歳					17	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
3	0歳					18	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
4	0歳					19	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
5	0歳					20	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
6	0歳					21	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
7	0歳					22	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
8	0歳					23	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
9	0歳					24	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
10	0歳					25	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
11	0歳					26	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
12	0歳					27	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
13	0歳					28	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
14	0歳					29	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
15	0歳					30	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
31	0歳					31	0歳								
	1~2歳						1~2歳								
	3歳						3歳								
	4~5歳						4~5歳								
計			合計				0								
事業実施日数															

一時預かり事業利用承認報告書

(あて先) 大阪市長

年 月 日

現住所 _____
 申込者 (様方)
 氏名 _____
 電話 ()

区分	氏 名		利用児童との続柄	性別	年齢	生年月日			職業・学校等
利用児童の家族状況	(ふりがな)					年	月	日	
	利用児童の世帯員			父	男				
				母	女				
利 用 開 始 日	年 月 日から								
希望する利用日	(月・火・水・木・金・土・日・祝日等)								
希望する保育時間	時 分 ~ 時 分 (時間 分)								
利 用 申 込 理 由	就労・職業訓練・就学・傷病・災害・事故・出産・介護・看護・冠婚葬祭・育児負担緩和 その他(具体的に) 市外居住者は下記の該当事項を○で囲み、証明書類を提出してください。 出産・介護・裁判員制度への従事・被災地からの避難								
特記事項等があれば、具体的に記入してください。									
勤 繫 務 急 先 連 絡 先	父	所在地 名 称 (電話)							
	母	所在地 名 称 (電話)							
		所在地 名 称 (電話)							

上記児童について、事業対象児童であることを確認の上、一時預かり事業の利用を承認したので報告します。

障がい児	はい • いいえ
世帯の状況	1 生活保護・2 非課税(ひとり親、障がい者世帯)・3 非課税(その他)・4 課税世帯

※ 「障がい児」・「世帯状況」について、該当する項目に○を記入してください。

施設名
 代表者職氏名
 利用承認期間 年 月 日～ 年 月 日

一時預かり事業状況〔実績報告内訳〕

	一時預かり事業(月～土)		一時預かり事業(休日等)	
	利用人数	延べ日数	利用人数	延べ日数
0歳	人()	日()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
1歳	人()	日()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
2歳	人()	日()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
3歳	人()	日()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
4歳	人()	日()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
5歳	人()	日()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
合計	人()	日()	人	日
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		
	()	()		

- (注1) 第1階層、第2階層、第②階層、被災者、障がい児欄については、再掲とすること。
- (注2) 第2階層とは、市民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯 または 障がい児（者）のいる世帯。
第②階層とは、市民税非課税世帯のうち、その他の世帯。
- (注3) 利用人数は、利用した児童数を計上すること。
- (注4) 延べ日数は、当該月の延べ利用日数を計上すること。
- (注5) 欄()については、当該月の土曜日における延べ利用日数（再掲）を計上すること。

〔別紙7〕

施設名()

大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告内訳書

補助基準額

基本分 延べ 人
円

基幹型加算 円

利用料相当加算(平日・休日) 円

延べ 人数 内訳	生活保護世帯 非課税世帯(ひとり親等) 被災者世帯				非課税世帯(その他)			
	平日		休日		平日		休日	
	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	人	人	人	人	人
0歳児	2,700円	2,000円	1,200円	人	3,600円	2,700円	1,600円	人
1・2歳児				人	1,400円	1,000円	600円	人
3歳児以上				人	1,800円	1,400円	800円	人

障がい児加算 延べ 人
@3,200円 円

0歳児加算 延べ 人
@1,300円 円

専任保育士配置加算 配置月数 か月
円

補助基準額 合計 金 円